

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 種 別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件 名 | プールろ過機修繕（東越谷小学校外5校） |
| (3) 場 所 | 越谷市東越谷六丁目1，040番地外 |
| (4) 履 行 期 限 | 令和7年6月6日から令和7年10月31日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 6,003,360 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社三進ろ過工業
東京営業所 |
| (7) 受注者住所 | 東京都豊島区巣鴨1-9-11 |
| (8) 概 要 | 小学校に設置されているプールろ過機の修繕を行う。 |

- | | |
|---------|---|
| (9) 理 由 | 特命随意契約理由：本修繕は、各学校に設置されているプール用ろ過機の一部部材を更新するものです。施工後のろ過機の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定より、既存ろ過機メーカーである株式会社三進ろ過工業東京営業所と特命随意契約を締結するものです。 |
|---------|---|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 種 別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件 名 | 越谷コミュニティセンター小ホールワイヤロープ更新工事 |
| (3) 場 所 | 越谷市南越谷一丁目2, 876番地1 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年6月10日から令和7年10月31日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 6,050,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 森平舞台機構株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 東京都台東区花川戸2-11-2 |
| (8) 概 要 | 経年により劣化した舞台吊物用ワイヤロープの部分交換を行う。 |

- | | |
|---------|---|
| (9) 理 由 | <p>【特命随意契約理由】</p> <p>本工事は、小ホールにある舞台装置を吊っているワイヤロープが長年の使用により劣化が進んでいるため、舞台設備の落下事故等を未然に防ぐためワイヤロープの一部交換を行う工事です。</p> <p>舞台設備は利用者の頭上に重量物が吊り下がり昇降するなど危険性が高い構造物のため、越谷コミュニティセンター開設時から現在まで「森平舞台機構株式会社」が保守点検業務を行っているところ。</p> <p>以上のことから、本工事後に不具合や事故等が発生した場合、責任の所在を明確にする必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、これらの条件に該当する「森平舞台機構株式会社」に特命随意契約とするものです。</p> |
|---------|---|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 管工事 |
| (2) 件 名 | 第一学校給食センター蒸気ヘッダー取替修繕 |
| (3) 場 所 | 越谷市相模町三丁目48番地1 |
| (4) 履 行 期 限 | から令和7年8月19日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 2,695,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社ナカノヤ |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市大沢3-28-11 |
| (8) 概 要 | ボイラー室内の蒸気ヘッダーから蒸気漏れしているため、取替をするものです。 |
| (9) 理 由 | 執行方法：地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
理 由： 当該修繕は学校給食の調理を実施しない夏休み中に履行が完了する
必要があり、履行が完了しないと、2学期以降の給食の提供が困難となり、義務教育課程の実施に影響が生じ、本市だけでなく児童生徒及び保護者に多大な不利益が生じることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約とします。
なお、6社中履行期限内に対応可能と回答のあった2者による見積合わせとします。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| (1) 種 別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件 名 | 越谷サンシティ商業棟エレベーター9号機修繕 |
| (3) 場 所 | 越谷市南越谷一丁目2876番地1 |
| (4) 履 行 期 限 | 令和7年6月19日から令和8年2月27日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 3,181,200 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社日立ビルシステム
関東支社 |
| (7) 受注者住所 | 千葉県柏市柏4-8-1 |
| (8) 概 要 | エレベーター9号機のロープ、マグネットブレーキ等の交換を行う |

- | | |
|---------|--|
| (9) 理 由 | 本工事は、既存エレベーターの一部の交換修繕であり、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、既存エレベーターの製作者以外に工事を行わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるものです。工事後のエレベーターの機能維持と施行責任の所在を明確にするため、地方自治法施工令第167条の2第1項第2号により、既存エレベーターメーカーである「株式会社日立ビルシステム 関東支社」を特命にて契約を締結するものです。 |
|---------|--|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| (1) 種 別 | 建設コンサルタント（登録有） 下水道部門 |
| (2) 件 名 | 遠方監視制御設備基本設計業務委託（越谷第一ポンプ場外72か所）7-1 |
| (3) 場 所 | 越谷第一ポンプ場 越谷市南越谷三丁目23番15号外72か所 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年6月18日から令和8年3月13日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 9,603,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社建設技術研究所
関東事務所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-14-6 |

- | | |
|---------|---------------------|
| (8) 概 要 | 【概要】
遠方監視制御設計 一式 |
|---------|---------------------|

【委託目的】
本業務は、本市にある排水施設の遠方監視制御で主に使用しているNTT東日本の専用線が令和11年3月にサービス終了になることを受けて、過年度に実施した遠方監視制御設備検討業務の成果を基に排水区域の下水道全体計画との整合を図りながら新しい専用線の選定やそれに適応した遠方監視制御設備の基本設計を行うものであり第三者の高度な技術知識及び経験等に頼らなければ目標達成が困難な業務であることから委託発注するものである。

- | | |
|---------|--|
| (9) 理 由 | 【特命随意契約該当理由】
本業務の対象である排水施設の遠方監視制御設備は平成28年度に設備更新の検討業務を実施した。今回の基本設計業務は、この検討業務の設計思想や条件、調査・検討内容等を十分に把握し整合を図りながら、専用線の検討、通信装置の対応可否と再構築の検討、遠方監視制御体制の見直し、水防活動時の有効なシステム検証を行い、段階的な更新工事の検討や詳細設計と工事における課題の検出を行うものである。
株式会社建設技術研究所関東事務所は、本基本設計業務の基となる検討業務を実施している会社のため、設計思想や条件、調査・検討内容等を十分に把握していることから他業者と比べ、基本事項の確認、計画設計協議等における作業効率の向上、設置条件及び既設設備との取合い等も十分に考慮することが可能であるため、円滑かつ適正な履行を確保するうえで有利と認められる。
これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により株式会社建設技術研究所関東事務所と特命随意契約するものです。 |
|---------|--|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 補償コンサルタント（登録有） 不動産鑑定 |
| (2) 件 名 | 令和8年度固定資産評価の時点修正に関する業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷市千間台東一丁目6番15外595箇所 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年6月18日から令和7年10月10日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 7,768,310 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-1-1 |
| (8) 概 要 | <p>固定資産（土地）については、地方税法附則第17条の2の規定により、基準年度の価格を3年間据え置くこととされている地方税法第349条の規定に関わらず、据え置き年度である令和8年度においても地価が下落していると認められる地域に対して前年度の価格によることが課税上著しく均衡を失すると認められる場合には、市長が価格の修正を行うことができるとされています。</p> <p>本業務は、令和8年度の土地の評価額の修正の可否を判断するにあたり、不動産鑑定士による鑑定評価を活用し、令和5年1月1日から令和7年7月1日までの本市における地価の下落状況を把握するため、標準宅地596地点の不動産鑑定評価を専門業者に委託するものです。</p> |
| (9) 理 由 | <p>随意契約理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。</p> <p>標準宅地の時点修正率を求める鑑定評価には、越谷市の地域特性を十分に把握し、固定資産の鑑定評価について十分に精通している者を相手方にする必要があり、価格面を主眼とした競争入札ではその確保が難しいことから随意契約とするものです。</p> <p>特命理由：令和6年度標準宅地の鑑定評価を行った者が同一標準宅地の時点修正鑑定評価を行うことにより、より正確で適正な地価動向の把握が可能となり、かつ越谷市周辺市町との接点部及び埼玉県内の市町村の時点修正率の調整並びに不動産鑑定士間の情報交換を円滑に行うことが可能になるため、下記推薦業者を契約の相手方とするものです。</p> |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建設コンサルタント（登録有） 道路部門 |
| (2) 件 名 | 交差点修正設計業務委託（袋山恩間線） |
| (3) 場 所 | 越谷市西大袋土地区画整理事業地内 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年6月19日から令和7年10月31日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 3,971,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社日本設計コンサルタント |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-11-12 |
| (8) 概 要 | 本委託は、袋山恩間線における交差点修正設計業務委託であり、第三者の高度な技術、知識及び経験等によらなければ目的達成が困難なため、委託するものです。 |
| (9) 理 由 | 本業務は、令和24年度に実施した当該箇所の交差点詳細設計と整合性を図ることが必須であり、過年度に請け負った株式会社日本設計コンサルタントと特命随意契約を締結することにより、設計業務の精度を確保するものであり、過年度成果品以外に、保有している現地状況等の調査資料を使用することで今後の換地処分業務を円滑に進めることを目的として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により上記業者を特命の相手方とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託（弥栄小学校外1か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市大字北川崎725番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年6月20日から令和8年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 5,126,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（弥栄小学校外1か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事監理業務委託（平方中学校外1か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市大字平方2， 115番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年6月20日から令和8年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 5,984,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2－15－57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（平方中学校外1か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場等に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | （仮称）桜井分署建設工事監理業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷市大字大泊337番外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年6月20日から令和9年2月26日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 21,450,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 東武建築企画株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市弥生町2-17
飯島ビル4階 |
| (8) 概 要 | 【工事の概要】
以下、（仮称）桜井分署建設工事に係る監理業務を委託する。

・建設工事（建築・電気・機械・外構）：延べ面積 1,812.18㎡ |
| (9) 理 由 | 【委託の理由】
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。

【特命随意契約の理由】
本業務は、「（仮称）桜井分署建設工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められる。
（仮称）桜井分署は、市域北部の消防活動を執行する拠点施設であり、消防活動を担う施設としての要望を組み入れた実施設計を行ったことから、設計内容を熟知しており、設計図書と現場との相違、現場で生じる問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要がある。
これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、上記の条件に該当し実施設計業務を行った「東武建築企画株式会社」と特命随意契約を行うものである。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事監理業務委託（北中学校外1か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市大字袋山870番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年6月20日から令和8年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 5,984,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（北中学校外1か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場等に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託（大袋小学校外2か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市大字大竹147番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年6月20日から令和8年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 7,689,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（大袋小学校外2か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立西中学校屋内運動場等空調設備設置工事監理業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷市神明町二丁目385番地 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年6月20日から令和8年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 2,992,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立西中学校屋内運動場等空調設備設置工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場等に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託（越ヶ谷小学校外2か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市中町1番41号外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年6月20日から令和8年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 7,689,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（越ヶ谷小学校外2か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託（東越谷小学校外1か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市東越谷六丁目1，040番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年6月20日から令和8年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 5,126,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（東越谷小学校外1か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事監理業務委託（南中学校外1か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市川柳町一丁目198番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年6月20日から令和8年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 5,984,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（南中学校外1か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場等に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | | |
|-------------|--|------|
| (1) 種 別 | 建設コンサルタント（登録有） | 道路部門 |
| (2) 件 名 | 道路附属物点検調査業務委託 | |
| (3) 場 所 | 越谷市内 | |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年6月20日から令和8年3月13日まで | |
| (5) 契 約 金 額 | 23,100,000 円(税込み) | |
| (6) 受 注 者 | 株式会社パスコ
越谷営業所 | |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市赤山本町3-4 | |
| (8) 概 要 | 本業務は、効率的な維持管理を行うための点検調査及び、システムに点検結果のデータを構築するために専門的な知識及び高度な技術と経験を必要とすることから、委託するものです。 | |
| (9) 理 由 | 本業務は道路附属物の定期点検を行い、現在、運用している「道路管理システム」に点検結果等のデータを構築するものです。つきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該システムの構築及び保守管理を行っている株式会社パスコに、特命随意契約を締結するものです。 | |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 土木施設維持管理（河川） |
| (2) 件 名 | 移動式排水ポンプ移設業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷市大字船渡地内 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年6月23日から令和7年8月29日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 1,760,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 荏原実業株式会社
関東支社 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-1-4 |
| (8) 概 要 | 移動式排水ポンプ移設・調整・点検一式
移動式排水ポンプ 1台
吸込管・吐出管 1組 |

- | | |
|---------|---|
| (9) 理 由 | 本案件は、過去に入札を実施しましたが、入札者がいなかったため、中止及び不調となったものです。
そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。
なお、本案件は入札参加有資格者にヒアリングを実施したところ、受注意欲がある業者が荏原実業株式会社関東支社1者であり、また、ポンプは雨水排水を目的としており、出水期までの移設を要する緊急性があるため、特命随意契約による執行とするものです。 |
|---------|---|